

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 被災者支援のための備え</p> <p>第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</p> <p>4 避難所の備蓄物資及び設備の整備</p> <p>(12) マット、簡易ベッド、段ボールベッド</p> <hr/> <p>第2節 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>第2 在宅要配慮者の救援体制の確保</p> <p>1 避難行動要支援者の状況把握</p> <p>市は、市地域防災計画において、<u>要配慮者のうち自ら避難することが困難な</u>避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 相互協力体制の整</p> <p>特に、市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者</p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 被災者支援のための備え</p> <p>第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</p> <p>4 避難所の備蓄物資及び設備の整備</p> <p>(12) マット、簡易ベッド、段ボールベッド、<u>パーテーション</u></p> <hr/> <p>第2節 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>第2 在宅要配慮者の救援体制の確保</p> <p>1 避難行動要支援者の状況把握</p> <p>市は、市地域防災計画において、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき</u>、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>(略)</p> <p><u>なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>4 相互協力体制の整</p> <p>特に、市は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者</p>	<p>2</p> <p>8</p> <p>9</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考																														
<p>と協力して、<u>避難支援計画</u>の策定をするとともに、<u>避難支援体制の整備に努める。</u></p> <p>第3節 ボランティア活動のための備え</p> <p>第1 防災ボランティアの定義</p> <p><u>防災</u>ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）については、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。</p> <table border="1" data-bbox="98 762 920 979"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> <th>養成・登録の有無</th> <th>担当窓口</th> <th>受入れ窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>県（<u>保健福祉部</u>） 市（社会福祉課）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療・防疫</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>県（<u>保健福祉部</u>）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 防災ボランティア団体との連携</p> <p><u>市では、市内の各種団体や企業等とのネットワーク化を進め、坂東市防災支援連絡会議を設置し、災害時における協力体制を整備している。</u></p> <hr/> <p>また、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において<u>防災</u>ボラン</p>	区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	一般	(略)	(略)	県（ <u>保健福祉部</u> ） 市（社会福祉課）	(略)	医療・防疫	(略)	(略)	県（ <u>保健福祉部</u> ）	(略)	<p>協力して、<u>予め支援者を確保するための個別避難計画</u>の策定をするとともに、<u>避難支援が必要な避難行動要支援者の</u>避難支援体制の整備に努める。</p> <p>第3節 ボランティア活動のための備え</p> <p>第1 災害ボランティアの定義</p> <p><u>災害</u>ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）については、次の表に示す関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。</p> <table border="1" data-bbox="920 762 1751 995"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動内容</th> <th>養成・登録の有無</th> <th>担当窓口</th> <th>受入れ窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>県（<u>福祉部</u>） 市（社会福祉課）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療・防疫</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>県（<u>保健医療部、福祉部</u>）</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 災害ボランティア団体との連携</p> <p><u>県、市及び社会福祉協議会は、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、企業、大学等とのネットワーク化を進めるとともに、全国災害ボランティア支援団体ネットワークとの交流等により、災害時における協力体制を整備する。</u></p> <p>また、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において<u>災害</u>ボラン</p>	区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口	一般	(略)	(略)	県（ <u>福祉部</u> ） 市（社会福祉課）	(略)	医療・防疫	(略)	(略)	県（ <u>保健医療部、福祉部</u> ）	(略)	<p>11</p> <p>13</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>15</p>	<p>県地域防災計画の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>県組織改編</p> <p>県地域防災計画との整合を図るため</p> <p>文言の修正</p>
区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口																													
一般	(略)	(略)	県（ <u>保健福祉部</u> ） 市（社会福祉課）	(略)																													
医療・防疫	(略)	(略)	県（ <u>保健福祉部</u> ）	(略)																													
区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口																													
一般	(略)	(略)	県（ <u>福祉部</u> ） 市（社会福祉課）	(略)																													
医療・防疫	(略)	(略)	県（ <u>保健医療部、福祉部</u> ）	(略)																													

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前		改定後		新計画項	備考																		
<p>れた要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。</p> <p>第3章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 3 災害援護資金の貸付</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">貸付条件</td> <td>貸付利率</td> <td>年3% <u> </u> (据置期間は無利子)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦 <u>又は</u> 半年賦 <u> </u></td> </tr> </table> <p>第4 生活福祉資金の貸付 県社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>		貸付条件	貸付利率	年3% <u> </u> (据置期間は無利子)	据置期間	(略)	償還期限	(略)	償還方法	年賦 <u>又は</u> 半年賦 <u> </u>	<p>れた要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。</p> <p>第3章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 3 災害援護資金の貸付</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">貸付条件</td> <td>貸付利率</td> <td>年3% <u>以内で市町村条例で定める率</u> (据置期間は無利子)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>年賦、<u>半年賦</u> <u>又は</u> <u>月賦</u></td> </tr> </table> <p>第4 生活福祉資金の貸付 県社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。</p> <p><u>なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として生活福祉資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。</u></p>		貸付条件	貸付利率	年3% <u>以内で市町村条例で定める率</u> (据置期間は無利子)	据置期間	(略)	償還期限	(略)	償還方法	年賦、 <u>半年賦</u> <u>又は</u> <u>月賦</u>	47	県地域防災計画の修正
貸付条件	貸付利率		年3% <u> </u> (据置期間は無利子)																				
	据置期間		(略)																				
	償還期限		(略)																				
	償還方法	年賦 <u>又は</u> 半年賦 <u> </u>																					
貸付条件	貸付利率	年3% <u>以内で市町村条例で定める率</u> (据置期間は無利子)																					
	据置期間	(略)																					
	償還期限	(略)																					
	償還方法	年賦、 <u>半年賦</u> <u>又は</u> <u>月賦</u>																					
				48	県地域防災計画の修正																		

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改定前	改定後	新計画項	備考
<p>第6 農林漁業復旧資金</p> <p>3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）</p> <p>(1) 償還期限 <主務大臣指定施設></p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p style="text-align: center;">_____15年（据置期間3年を含む。）以内</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 貸付限度額 <主務大臣指定施設></p> <p style="padding-left: 20px;">貸付対象事業費の80%又は1施設当たり</p> <p style="padding-left: 20px;">300万円_____、漁船_____</p> <p style="padding-left: 20px;">1,000万円_____の</p> <p style="padding-left: 20px;">いずれか低い額</p> <p>(5) その他 農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等に申し込む。</p>	<p>第6 農林漁業復旧資金</p> <p>3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）</p> <p>(1) 償還期限 <主務大臣指定施設></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>果樹の改樹等 25年（据置10年を含む。）以内</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>その他</u> 15年（据置期間3年を含む。）以内</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 貸付限度額 <主務大臣指定施設></p> <p style="padding-left: 20px;">貸付対象事業費の80%又は1施設当たり</p> <p style="padding-left: 20px;">300万円<u>（特認600万円、漁船20トン未満：</u></p> <p style="padding-left: 20px;">1,000万円、<u>20トン以上：最大11億円）</u>の</p> <p style="padding-left: 20px;">いずれか低い額</p> <p>(5) その他 <u>日本政策金融公庫のほか、</u>農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等<u>で</u>申し込み可能</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>市町村長が発行する「り災証明書」が必要</u></p>	52	<p>県地域防災計画の修正</p>